

大正二年法律第十六号

運河法

第一条 一般運送ノ用ニ供スル目的ヲ以テ運河ヲ開設セムトスル者ハ国土交通大臣ノ免許ヲ受クヘシ

第二条 免許ヲ受ケタル者ハ国土交通大臣ノ指定シタル期限内ニ工事設計ノ認可ヲ都道府県知事ニ申請スヘシ

第三条 国、公共団体又ハ行政庁ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ運河ニ接続若ハ接近シ又ハ之ヲ横断シテ河川、溝渠、道路、橋梁、鉄道、軌道其ノ他公共ノ用ニ供スルモノヲ造設スルモ免許ヲ受ケタル者ハ運河ノ効用ニ妨ナキ限り之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四条 前条第一項ノ場合ニ於テ運河ノ効用ニ妨アリヤ否ニ付争アルトキ又ハ同条第二項ノ場合ニ於テ設備ノ共用若ハ変更ニ要スル費用ノ負担ニ付協議調ハサルトキハ都道府県知事之ヲ決定ス

第五条 工事力其ノ設計又ハ免許、許可若ハ認可ノ条件ニ違反スルトキハ都道府県知事ハ其ノ改築、除却又ハ停止ヲ命スルコトヲ得

第六条 工事ノ全部又ハ一部竣功シ運送ヲ開始セムトスルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘシ

第七条 免許ヲ受ケタル者ハ通航料其ノ他運河使用ニ関スル規程ヲ定メ都道府県知事ノ認可ヲ受クヘシ

第八条 国土交通大臣又ハ都道府県知事ハ免許ヲ受ケタル者ヨリ事業ノ報告ヲ徴シ又ハ其ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

第九条 国土交通大臣又ハ都道府県知事ハ免許ヲ受ケタル者ニ對シ運河及附属物件ノ維持修繕ヲ命シ其ノ他公益上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第十条 運河及附属物件ハ免許ノ効力存続スル間及其ノ効力消滅後一年間ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス

第十一条 削除

第十二条 左ニ掲クルモノヲ以テ運河用地トス

第十三条 明治四十二年法律第二十八号ハ運河ノ抵当ニ之ヲ準用ス

第十四条 運河財團ハ左ニ掲クルモノニシテ運河財團ノ所有者ニ属スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

第十五条 国又ハ公共団体ハ免許ノ効力消滅シタル後運河開設ニ要シタル費用ヲ支払ヒ其ノ運河及附属物件ヲ買収スルコトヲ得但シ運河及附属物件ニシテ開設當時ニ比シ價格ヲ減損シタルモノアルトキハ開設ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス

第十六条 国又ハ公共団体ニ於テ必要ト認ムルトキハ免許年限ノ満了前ト雖運河及附属物件ヲ買収スルコトヲ得

第十七条 左ニ掲クル場合ニ於テハ免許ヲ取消スコトヲ得

第十八条 工事竣功前免許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ免許ヲ受ケタル者ニ對シ原状ノ回復其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第十九条 前二条ノ場合ニ於テ同一路線ニ當リ運河ノ開設ヲ免許セラレタル者ハ運河及附属物件ヲ買収スルコトヲ得

第二十条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一条 本法施行前免許ヲ受ケタル運河ニ関シ本法ヲ適用スヘキ範圍ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第二十三条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第二十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五条 本法施行前免許ヲ受ケタル運河ニ関シ本法ヲ適用スヘキ範圍ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第二十七条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第二十八条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第二十九条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第三十条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第三十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二条 本法施行前免許ヲ受ケタル運河ニ関シ本法ヲ適用スヘキ範圍ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第三十四条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第三十五条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第三十六条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第三十七条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第三十八条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第三十九条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

第四十条 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許条件ニ依リ官有ニ帰属シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなったものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則（昭和三十七年九月一日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁判、決定その他の処分（以下「裁判等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁判等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁判等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をするのでできるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができ、前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三年五月二日法律第七九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第六十条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当地規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附則（平成二十一年七月二六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第六百六十二条、第六百六十三条、第六百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において 地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当地規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（経過措置に関する規定に定めるものを除く。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当地規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとする。この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。